

公益社団法人高齢者福祉事業支援協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人高齢者福祉事業支援協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県成田市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者の福祉の増進及び勤労意欲のある者に対する就労の支援、及び介護人材の育成、更に国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護分野における外国人技能実習生の受入事業
- (2) 外国人技能実習における監理事業
- (3) 介護分野における海外との交流事業
- (4) 介護人材の育成事業
- (5) 介護福祉士資格の取得を目指す留学生と受入介護施設等とのマッチング支援事業
- (6) 1号特定技能外国人に係る支援事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
- (2) 登録会員 この法人の行う外国人技能実習の実習実施機関として参加するために入会した団体、及び1号特定技能外国人に係る支援を受ける特定技能所属機関として参加するために入会した団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を援助するために入会した個人又は団体

(正会員等の資格の取得)

第6条 この法人の正会員、登録会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び登録会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を支払わなければならない

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の負担すべき経費額（第7条関連）
- (2) 会員の除名（第9条関連）
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬の額又はその基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散

- (8) 残余財産の処分
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 正会員の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日1週間（社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間）前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録で、その通知を発しななければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を、郵送又は電磁的記録にて、この法人に提出しなければならない。

- 2 理事会において社員総会に出席できない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない正会員は議決権行使書を郵送又は電磁的記録で、この法人に送付することをもって議決権を行使することができる。

(決議・報告の省略)

- 第20条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第22条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上、12名以内
 - (2) 監事 2名以上 3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち業務執行理事を複数名、選任することができる。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
 - 3 この法人の理事のうちには理事のいずれか1人及びその親族その他特別な関係がある者の合計数が理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別な関係にある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別な関係があってはならない。
 - 5 監事のうち少なくとも1名は、次のいずれかに該当する者の中から選任する。
 - (1) 税理士
 - (2) 公認会計士
 - (3) 法人又は団体の計算について、この法人の規模に応じた知識、技能及び経験を有する者

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の

状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された監事の任期については、その残存期間が2年に満たない時は、選任後2年以降に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人は、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠

けたときは、他の理事がこれに当たる。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所

に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(特別の利益の禁止)

第40条 この法人は、この法人の社員、役員若しくは使用人、基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

- 2 この法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第8章 基金

(基金の募集)

第41条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規程)

第42条 基金の拠出者は、当法人が解散するまでは、その返還を請求することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当法人は定時社員総会の決議に基づき、基金の全部又は一部を返還することができる。
- 3 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(基金の返還の手続き)

第43条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

- 2 この法人の解散による基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(代替基金の積立て)

第44条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第51条 この法人の最初の事業年度は当法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第52条 この法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時理事 湯川 保
設立時理事 湯川 智美
設立時理事 相澤 毅
設立時理事 助川 未枝保
設立時理事 張 亜紅 (ZHANG YAHONG)
設立時理事 祐川 尚素

設立時代表理事 湯川 保

設立時監事 坂本 信行
設立時監事 品田 等

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 有限会社リバーユ
千葉県成田市公津の杜2丁目38番地9
設立時社員 湯川 智美
千葉県成田市公津の杜2丁目38番地9
設立時社員 相澤 毅
千葉県佐倉市田町21番地4
設立時社員 助川 未枝保
千葉県船橋市飯山満町3丁目112番地140
設立時社員 張 亜紅 (ZHANG YAHONG)
東京都墨田区亀沢三丁目27番3-602号 ELLenisia 両国
設立時社員 祐川 尚素
北海道函館市西旭岡町3丁目29番地7

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人高齢者福祉事業支援協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年7月25日

設立時社員 有限会社 リバーユ
代表取締役 湯川 保

設立時社員 湯川 智美

設立時社員 相澤 毅

設立時社員 助川 未枝保

設立時社員 張 亜紅 (ZHANG YAHONG)

設立時社員 祐川 尚素

2015年7月25日に一般社団法人として認証。
2017年10月16日より公益社団法人として施行する。
この定款の変更は2017年11月29日より施行する。
この定款の変更は2018年 3月24日より施行する。
この定款の変更は2018年 9月 3日より施行する。
この定款の変更は2019年 5月28日より施行する。
この定款の変更は2019年 7月16日より施行する。
この定款の変更は2020年12月21日より施行する。
この定款の変更は2021年 8月12日より施行する。
この定款の変更は2021年10月21日より施行する。
この定款の変更は2023年12月 4日より施行する。